

鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金交付要綱の一部改正

鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
1 補助事業	略	4 補助対象経費	5 基準額	略	1 補助事業	略	4 補助対象経費	5 基準額	略
協定締結医療機関施設整備事業	略	ア 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む）	ア 病室の感染対策に係る整備 1 室当たり <u>29,420,000</u> 円	略	協定締結医療機関施設整備事業	略	ア 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む）	ア 病室の感染対策に係る整備 1 室当たり <u>14,546,000</u> 円	略
		イ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	イ 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>484,000</u> 円				イ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	イ 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>239,300</u> 円	
		ウ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	ウ 個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>484,000</u> 円				ウ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	ウ 個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>239,300</u> 円	
		発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>484,000</u> 円				発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>239,300</u> 円	
協定締結医療機関設備整備事業	略	自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>484,000</u> 円	略	協定締結医療機関設備整備事業	略	自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>239,300</u> 円	略
		病床確保に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費	ア 略				病床確保に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費	ア 略	
		イ 検査機器（PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）	イ 検査機器（PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）				イ 検査機器（PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）	イ 検査機器（PCR検査装置）	
		ウ 略	ウ 略				ウ 略	ウ 略	
協定締結医療機関設備整備事業	略	ア 略	ア 略	略	協定締結医療機関設備整備事業	略	ア 略	ア 略	略
		イ 検査機器（PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）	イ 検査機器（PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）				イ 検査機器（PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ）	イ 検査機器（PCR検査装置）	
		ウ 略	ウ 略				ウ 略	ウ 略	
		発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>484,000</u> 円				発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1 平方メートル当たり基準単価 <u>239,300</u> 円	

	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費	ア検査機器（PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ） 1台当たり 9,350,000円 イ及びウ 略	
	ア検査機器（PCR検査装置、 <u>等温遺伝子増幅装置</u> ） イ及びウ 略		
※1 上表の感染症法の条項は <u>令和7年6月1日</u> 施行のもの。			
※2 略 (略)			
様式第1-1号（第5条関係） 鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金実施計画書 (施設名) (単位：円)			
略			
略			
【消費税の取り扱い等】 <u>次の（１）（２）について、当てはまるものに○をすること。</u> <u>（１）申請額について</u> <u>消費税及び地方消費税を（ ）含む（ ）含まない</u> <u>（２）消費税の取り扱い</u> <u>（ ）一般課税事業者（ ）簡易課税事業者</u> <u>（ ）免税事業者（ ）地方公共団体</u> <u>（ ）特定収入割合が５％を超えている公益法人等</u> <u>（ ）仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者</u>			
様式第1-2号（第8条関係） 鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金実績報告書 (施設名) (単位：円)			
略			
略			
【消費税の取り扱い等】 <u>次の（１）（２）について、当てはまるものに○をすること。</u> <u>（１）報告額について</u> <u>消費税及び地方消費税を（ ）含む（ ）含まない</u> <u>（２）消費税の取り扱い</u> <u>（ ）一般課税事業者（ ）簡易課税事業者</u> <u>（ ）免税事業者（ ）地方公共団体</u> <u>（ ）特定収入割合が５％を超えている公益法人等</u> <u>（ ）仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者</u> (略)			
(略)			

	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な次の設備の購入費 <u>（ただし、新規購入及び増設する場合に限る）</u>	ア検査機器（PCR検査装置） 1台当たり 9,350,000円 イ及びウ 略	
	ア検査機器（PCR検査装置） イ及びウ 略		
※1 上表の感染症法の条項は <u>令和6年4月1日</u> 施行のもの。			
※2 略 (略)			
様式第1-1号（第5条関係） 鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金実施計画書 (施設名) (単位：円)			
略			
略			
消費税の取り扱い <u>（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が５％を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）</u> <u>※仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合については、記載しなくてもよい。</u>			
様式第1-2号（第8条関係） 鳥取県新興感染症対応力強化事業補助金実績報告書 (施設名) (単位：円)			
略			
略			
消費税の取り扱い <u>（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が５％を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）</u> <u>※仕入控除税額を補助対象経費に含めることができる補助事業以外の場合については、記載しなくてもよい。</u> (略)			
(略)			

附 則

この要綱は、令和7年 月 日（決裁日）から施行し、令和7年度事業から適用する。